

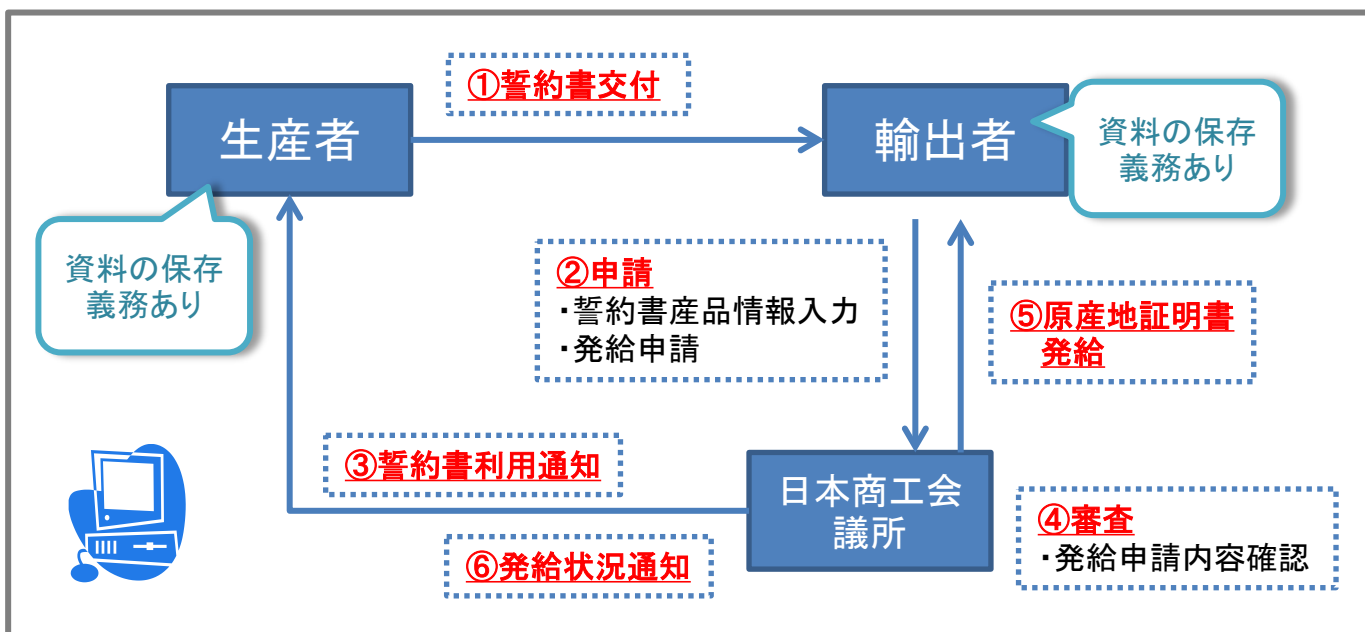
# 第一種原産品誓約書について

(生産者による原産品判定依頼を不要とする仕組み)

日スイス、日ペルー、日オーストラリアの各経済連携協定(EPA)では、第一種特定原産地証明書の取得に当たり、輸出者は、生産者から交付を受けた誓約書(輸出産品がEPA上の原産品であることを誓約する書面)を基に、発給申請をすることが可能です。

## <誓約書利用の流れ>

- ① 誓約書の交付 (生産者 → 輸出者)  
生産者が誓約書を作成し、輸出者に交付。  
▶ 誓約書の様式はこちら  
([http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/seiyakushoyoshiki.doc](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/seiyakushoyoshiki.doc))
- ② 輸出者の発給申請手続 (輸出者 → 日本商工会議所)  
輸出者が、生産者から交付を受けた誓約書を基に、日本商工会議所の特定原産地証明書発給システムから発給の申請をする。



## <書類の保存義務>

誓約書を輸出者に交付した生産者は原産品であることを証明する資料を、誓約書の交付を受けた輸出者は当該誓約書や仕入書の写しなどを、日スイスEPAでは3年間、日ペルーEPAと日オーストラリアEPAでは5年間保存する義務があります。

## 参照条文

### 【経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律】

#### 第3条5項

発給申請者がその申請に係る物品(前条第3項の政令で定める経済連携協定のうち政令で定めるものの締約国等に輸出されるものに限る。)の生産者でない場合は、当該発給申請者は、第2項の規定による資料の提出に代えて、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面(以下「**第一種原産品誓約書**」という。)の交付を受け、これを経済産業大臣に提出することができる。